

廃棄物の輸出入申請の手続き 廃掃法施行規則改正



「廃棄物処理法施行規則」の改正内容が平成 17 年 3 月 7 日に公布、施行されました。

今回の改正は廃棄物の輸出入申請に関する規制合理化を行うものです。

廃棄物の輸出入時はこれまで 1 回ごとに手続きが必要でしたが、1 年間に 2 回以上同じ内容の輸出入を行う場合には、環境大臣に一括して申請することができるとし、申請様式を変更しました。

また一括申請により輸出確認・輸入許可を受けた場合には、輸出確認・輸入許可の有効期間や輸出入回数の変更、輸出入する廃棄物数量上限の 10 パーセント未満の変更も認めるとしました。

ただし、輸出確認・輸入許可を受けた廃棄物の処分を終了した後は、ただちに処分終了の報告を環境大臣に行うことが義務づけられています。

資料:2005 年 3 月 7 日付 EIC ネット

機器分析箇所 船津 実希

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL : www.knights.co.jp

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

